

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着
即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和29年法律第61号、以下「法」という。）<u>第67条の2第2項ただし書</u>及び関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「令」という。）第59条の4第1項第3号の規定の適用を受ける航空貨物の取扱いについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成8年4月25日から実施することとしたので、了知されたい。</p> <p>記</p> <p>1.～4.（省略）</p>	<p>航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和29年法律第61号、以下「法」という。）<u>第67条の2第1項のただし書</u>及び関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「令」という。）第59条の4第1項第3号の規定の適用を受ける航空貨物の取扱いについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成8年4月25日から実施することとしたので、了知されたい。</p> <p>記</p> <p>1.～4.（同左）</p>